

デイサービス事業所向け運営推進会議の実施方法(参考)

1 目的

事業者が自ら会議を設置し、利用者、利用者家族、市職員又は地域包括支援センター職員、地域住民の代表者、地域密着型通所介護に知見を有する者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、必要な要望や助言を聞き、地域に開かれたサービスを行い、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

2 構成員

(1) 利用者や利用者の家族

(2) 地域住民の代表者、地域密着型通所介護に知見を有する者

※自治会役員、民生委員、老人クラブの代表者の他、近隣のボランティアの方、近隣の医師や薬剤師の方などをお願いするケースなど様々です。

(3) 市の職員又は地域包括支援センターの職員

※現在、市職員と地域包括支援センターの職員の運営推進会議の参加の役割分担について調整中ですので、決まりましたら改めてご連絡します。

3 運営推進会議の内容について

これまで認知症高齢者グループホームで行われてきた主な内容は以下のとおりですが、必ずしも统一的に定めたものではありません。またデイサービスの事業所の運営推進会議については、これまでの実績がありませんので、参考として情報提供いたします。

- ・利用者数、平均年齢、平均要介護度
- ・日常のサービス提供状況や、イベント等(家族会、敬老行事、納涼祭など)の開催状況
- ・事故やヒヤリハットの件数、発生状況と今後の事故防止に向けた取組方針、防止策
- ・利用者の健康管理に係る事業所の取組
- ・防災の取組(避難訓練の実施状況)の報告
- ・地域連携(地域の祭りへの参加等)の取組に係る報告

4 運営推進会議の実践例

「認知症グループホームにおける運営推進会議の調査実態・研究事業」((社)日本認知症グループホーム協会(平成20年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金等」))を参考にしてください。ただし認知症高齢者グループホームのように外部評価の受審は現在のところ義務付けられていません。

5 実施日時

平成28年度は、第1回目を9月以降に実施したいと考えています。

スケジュール等につきましては、今後、事業所の皆様と、別途調整させていただきます。

6 会議の記録

個人情報の取扱いに注意して、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等内容については記録を作成してください。

☆ 運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省通知、Q&A等を参考にしています）

Q1 運営推進会議の開催は概ね6月に1回とされているが、定期開催は必須か。

A1 必須です。

Q2 構成員のところで示されている方々について、必ず構成員とする必要があるのか。

A2 サービスの質を確保する点から、原則として、例で示している構成員とする必要がありますが、毎回の運営推進会議に全ての構成員が参加しなければならないという趣旨ではありません。会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるという考えです。

Q3 構成員のうち同一人物が「利用者の家族」と「地域の代表者」、「地域密着型通所介護に知見を有する者」などを兼ねることは可能か。

A3 「利用者の家族」については利用者の家族として、事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していません。「地域住民の代表者」や「知見を有する者」の兼務はあり得ると考えられます。

Q4 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催してもよいか。

A4 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として認められません。ただし、複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合は認められます（例えば小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームの併設事業所など）。